

## 埼玉県地域福祉推進委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 埼玉県地域福祉支援計画の推進を目的として、埼玉県地域福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 推進委員会は、委員20人程度をもって組織する。

2 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

### (委員)

第3条 推進委員会の委員は、福祉に関する学識経験者、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を営業者、民間企業者、商店街関係者、市町村職員、社会福祉協議会職員及び公募による県民等のうちから福祉部長が選任する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。

### (会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (部会)

第6条 推進委員会には、部会を置くことができる。

2 部会に関して必要な事項は、別に要綱で定める。

### (事務局)

第7条 推進委員会に事務局を置き、その事務は福祉部福祉政策課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。